

# 船舶事故調査報告書

平成28年6月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成27年12月19日 10時30分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市丸木浦南西方沖（コゴロ瀬） 峰ヶ埼灯台から真方位301° 1,760m付近 （概位 北緯31° 16.8′ 東経130° 12.0′）
事故の概要	瀬渡船さと丸は、船長が、瀬渡しした釣り客に荷物を渡そうとした際、波浪により船体が動揺して船首の歩み板が釣り客に接触し、釣り客が負傷した。
事故調査の経過	平成27年12月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 さと丸、4.8トン KG3-40104（漁船登録番号）、個人所有 11.65m（Lr）×2.64m×0.94m、FRP ディーゼル機関、264.8kW、平成2年2月 第294-22429号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 36歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年4月9日 免許証交付日 平成27年11月2日 （平成33年4月8日まで有効） 釣り客B 男性 60歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1～1.5m、潮汐 上げ潮の中央期 潮高 07時00分 約89cm、10時30分 約155cm
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、平成27年12月19日06時30分ごろ鹿児島県南さつま市坊泊漁港 <sup>ぼうどまり</sup> を出港し、約1時間をかけ、釣り客1人（以下「釣り客A」という。）を大瀬島 <sup>おおせ</sup> に、釣り客B及び別の釣り客1人（以下「釣り客C」という。）をコゴロ瀬に、他の釣り客7人を周辺の瀬にそれぞれ瀬渡しし

	<p>て帰港した。</p> <p>船長は、10時ごろ、釣り客Aから、コゴロ瀬に移動したい旨の電話連絡を受けるとともに、釣り客Bから、餌の補充を電話で依頼され、坊泊漁港を再度出港した。</p> <p>船長は、大瀬島で釣り客Aを乗せてコゴロ瀬に到着した際、船首を北西方に向けて‘先端部にタイヤが取り付けられた歩み板’（以下「本件歩み板」という。）を同瀬に接近させた状態を保ち、釣り客Aが、釣り道具等に入ったバツカン*1 2個を岩場に投げ落とした後、釣り客Bに釣りざおを渡して同瀬に降りたことを確認し、後進して同瀬から数m離れた所で振り向いたところ、餌を入れたバツカン（以下「本件バツカン」という。）が船上に残っていることに気付いた。</p> <p>船長は、本件バツカンを渡そうと思い、船尾方を見て波を2～3回やり過ごした後、波の合間を見計らって前進し、コゴロ瀬に再度接近して機関を中立とした。</p> <p>釣り客Bは、瀬渡し場所から約1m上段の釣り座に着いた釣り客Aにバツカン1個を渡し、残り1個のバツカンを持ち上げようとした。</p> <p>船長は、釣り客Bの体勢を見て本件バツカンを受け取るものと思い、本件歩み板の先端に立って左手で遠隔操縦装置を持ち、右手で本件バツカンを渡そうとしたところ、本船が、船尾を持ち上げられるようにして前方に移動したので、後進にかけたものの、10時30分ごろ本件歩み板が、釣り客Bに接触して押し倒したことを認めた。</p> <p>釣り客Bは、本件歩み板が右脇腹をかすめるように接触して倒された後、本件歩み板が下がって股間付近に乗り、その後、本件歩み板が離れたものの、動くことができなかった。</p> <p>船長は、瀬に降り、釣り客Bの状態を確認した後、釣り客A及び釣り客Cの援助を受けて釣り客Bを本船に乗せて帰港した。</p> <p>釣り客Bは、釣り客Aの車で病院に搬送され、<sup>ろく</sup>肋軟骨骨折及び右股関節脱臼と診断されて入院した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 船体全景、写真2 本件歩み板、写真3 事故発生時の船長の体勢 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故時、船尾方からの波の状況は確認していたものの、本件バツカンを渡すことに注意を向けており、うねりの状況を見ていなかった。</p> <p>船長は、前日が<sup>しげ</sup>時化だったので、その影響によるうねりが残っていたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当日、本事故発生場所で最初に瀬渡しした時は、本件歩み板の先端部を瀬に圧着させることができたが、本事故発生時は、潮高が上がって圧着させることができなかった。</p>

\*1 「バツカン」とは、釣りで、<sup>ま</sup>撒き餌などを入れておく容器をいう。多くは持ち手があり、蓋のあるものや折り畳みのできるものなどもある。

	<p>釣り客Bが居た場所は、奥行き約1.5m、横幅約1.5mの広さの岩場であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、コゴロ瀬において、海上にうねりがある状況下、船長が、釣り客Bに本件バツカンを渡そうとした際、釣り客Bを安全な場所に退避させておかなかったことから、うねりによって船尾を持ち上げられた船体が前方に移動し、本件歩み板が釣り客Bに接触して釣り客Bが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件バツカンを渡すことに注意を奪われていたことから、うねりの状況を見ていなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、コゴロ瀬において、海上にうねりがある状況下、船長が、釣り客Bに本件バツカンを渡そうとした際、釣り客Bを安全な場所に退避させておかなかったため、うねりによって船尾を持ち上げられた船体が前方に移動し、本件歩み板が釣り客Bに接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬渡しを行う際は、波浪の状況を確認すること。</li> <li>・瀬渡し及び釣り道具の受渡しを行う際は、できるだけ瀬に船首を圧着できる場所を選定するとともに、互いに声を掛け合って確実な意思の疎通を図ること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

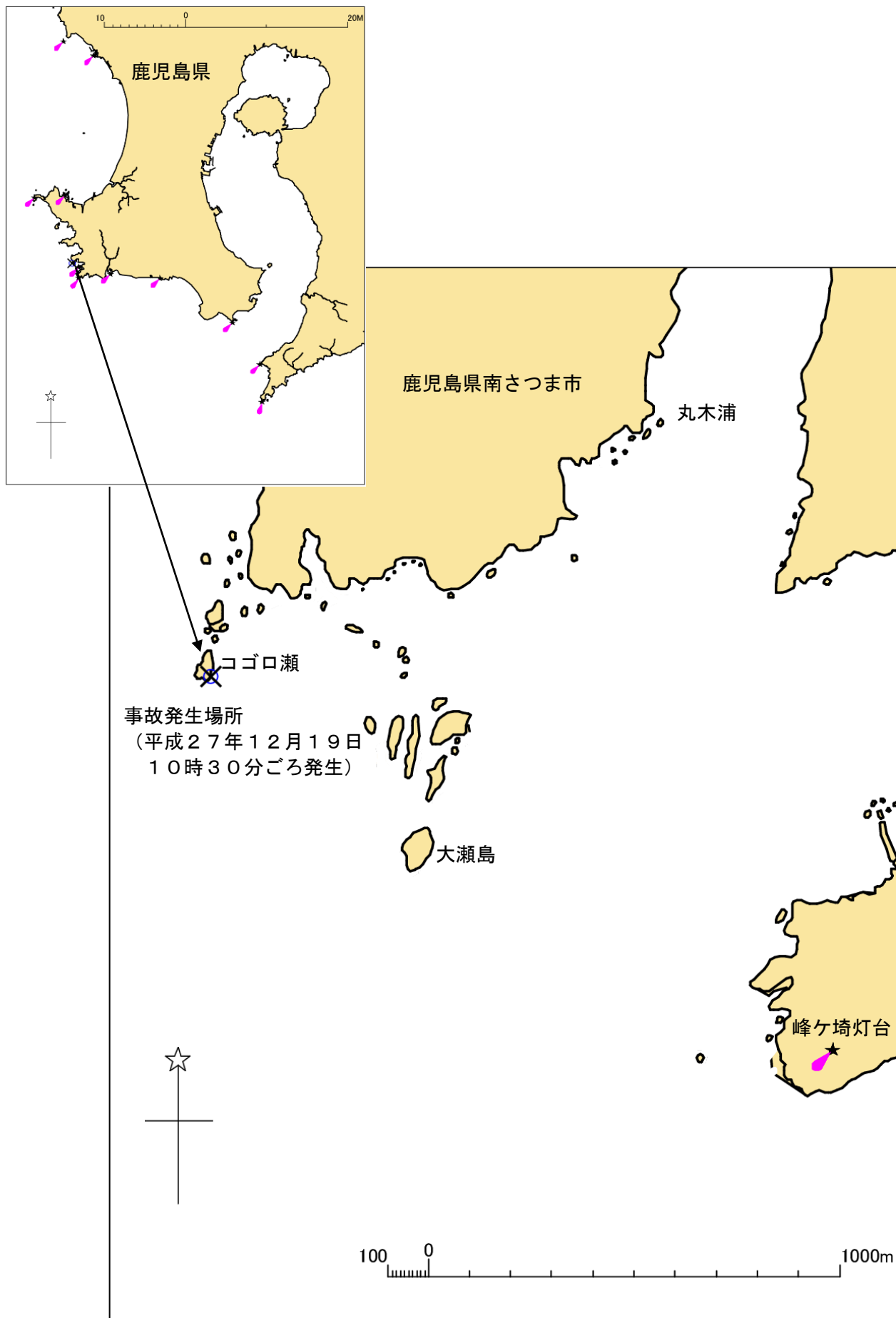


写真1 船体全景



写真2 本件歩み板



写真3 事故発生時の船長の体勢

